

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第四項及び第二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、「であつて、別表第一に掲げる施設以外のもの」を削り、同条を第三条の五とする。

第三条の三中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条を第三条の四とし、第三条の二の次に次の一条を加える。

（指定物質）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 ホルムアルデヒド

- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 塩化ビニルモノマー
- 十 アクリルアミド
- 十一 アクリル酸
- 十二 次亜塩素酸ナトリウム
- 十三 二硫化炭素
- 十四 酢酸エチル

- 十五 メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
- 十六 トランスー・二ジクロロエチレン
- 十七 硫酸
- 十八 ホスゲン
- 十九 一・二ジクロロプロパン
- 二十 クロルスルホン酸
- 二十一 塩化チオニル
- 二十二 クロロホルム
- 二十三 硫酸ジメチル
- 二十四 クロルピクリン
- 二十五 りん酸ジメチル<sub>II</sub>二・二ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- 二十六 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
- 二十七 一・四ジオキサン

二十八 トルエン

二十九 エピクロロヒドリン

三十 スチレン

三十一 キシレン

三十二 パラジクロロベンゼン

三十三 N—メチルカルバミン酸ニ—セカンダリ—ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)

三十四 三・五—ジクロロ—N—(一・一—ジメチル—二—プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミ

ド)

三十五 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)

三十六 チオりん酸O・O—ジメチル—O—(三—メチル—四—ニトロフェニル) (別名フェニトロチオ

ン又はMEP)

三十七 チオりん酸S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)

三十八 一・三—ジチオラン—二—イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)

三十九 チオりん酸 $O \cdot O$ —ジエチル— $O$ —(二—イソプロピル—六—メチル—四—ピリミジニル) (別名ダイアジノン)

四十 チオりん酸 $O \cdot O$ —ジエチル— $O$ —(五—フェニル—三—イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)

四十一 四—ニトロフェニル—二・四・六—トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)

四十二 チオりん酸 $O \cdot O$ —ジエチル— $O$ —(三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル) (別名クロルピリホス)

四十三 フタル酸ビス(二—エチルヘキシル)

四十四 エチル $\parallel$ (Z)—三—「N—ベンジル—N—」「メチル(一—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ」チオ「アミノ」プロピオナート (別名アラニカルブ)

四十五 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン (別名クロルデン)

四十六 臭素

四十七 アルミニウム及びその化合物

四十八 ニッケル及びその化合物

四十九 モリブデン及びその化合物

五十 アンチモン及びその化合物

五十一 塩素酸及びその塩

五十二 臭素酸及びその塩

第十条第一号中「並びに第十四条の二第一項及び第二項」を「及び第十四条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

(下水道法施行令の一部改正)

第二条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の八及び第九条の九第二号中「第三条の三各号」を「第三条の四各号」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正)

第三条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。



## 理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、ホルムアルデヒド等を指定物質として指定する等の必要があるからである。